

西宮市立中央病院D P C コーディング委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和2年3月27日付厚生労働省通知「DPC 制度への参加等の手続きについて」により、DPC 対象病院は適切なコーディングを行う体制を確保し、責任者を定め、診療部門、薬剤部門、診療情報管理部門、診療報酬請求部門等に所属する医師、薬剤師、診療録管理者等からなる委員会を年4回以上開催することとなり、D P C を推進するための適切かつ効率的な方法の検討を行うため、西宮市立中央病院D P C コーディング委員会（以下「DPC 委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 DPC 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 医師3名
- (2) 薬剤部1名
- (3) 医事課4名
- (4) 診療情報管理室1名

2. 委員会は委員長をおき、院長が指名する。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 最も適切・効率的なD P C のコーディング及び各様式・ファイルの検討
- (2) 職員への周知
- (3) 経営分析に対する方法

(会議)

第4条 委員会は年4回以上開催し、開催は委員長が召集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は診療情報管理室に置く。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程9条による改正付則）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程４７条による改正付則）

この要綱は、平成２４年４月１日から実施する。

附則 この要綱は、平成２６年４月１日から実施する。

附則 この要綱は、令和３年４月１日から実施する。